

株式会社SAKURA

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び労働者の保護等に関する法律」第23条第5項に基づく情報公開

対象期間 2025年4月1日現在

対象事業所 株式会社SAKURA
〒573-0164 大阪府枚方市長尾谷町3丁目17-29
派27-301977

派遣労働者の数 89人

派遣先事業所の数 20社

料金に関する事項

労働者派遣に関する料金額の平均額（1日 8時間あたり）	15,296円
派遣労働者の賃金額の平均額（1日 8時間当たり）	10,992円
マージン率（小数点第2位以下を四捨五入）	28.1%

キャリアアップに資する教育訓練

教育訓練の種類	対象者	方法	賃金支給の別	実施主体	訓練負担の別
<入職時教育訓練>					
新規採用者訓練	初めて派遣する労働者	Off-JT	有給	派遣元	無
<機能別訓練>					
電子機器操作訓練	派遣労働者	OJT	有給	派遣元	無
CAD技能訓練	派遣労働者	OJT	有給	派遣元	無
フォークリフト免許取得	派遣労働者	Off-JT	有給	派遣元	無
玉掛け、クレーン免許取得	派遣労働者	Off-JT	有給	派遣元	無
<階層別訓練>					
リーダー育成研修	派遣労働者	OJT	有給	派遣元	無

キャリア・コンサルティング

キャリアに関する相談窓口を開設しています。
ご希望の方はご連絡ください。(ご相談「無料」)

連絡先 072-836-0010

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定に関する事項

労使協定を締結しているか否か 締結済

労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 本事業所から労働者派遣契約に基づき派遣就業する派遣労働者

労使協定の有効期限 令和8年3月31日